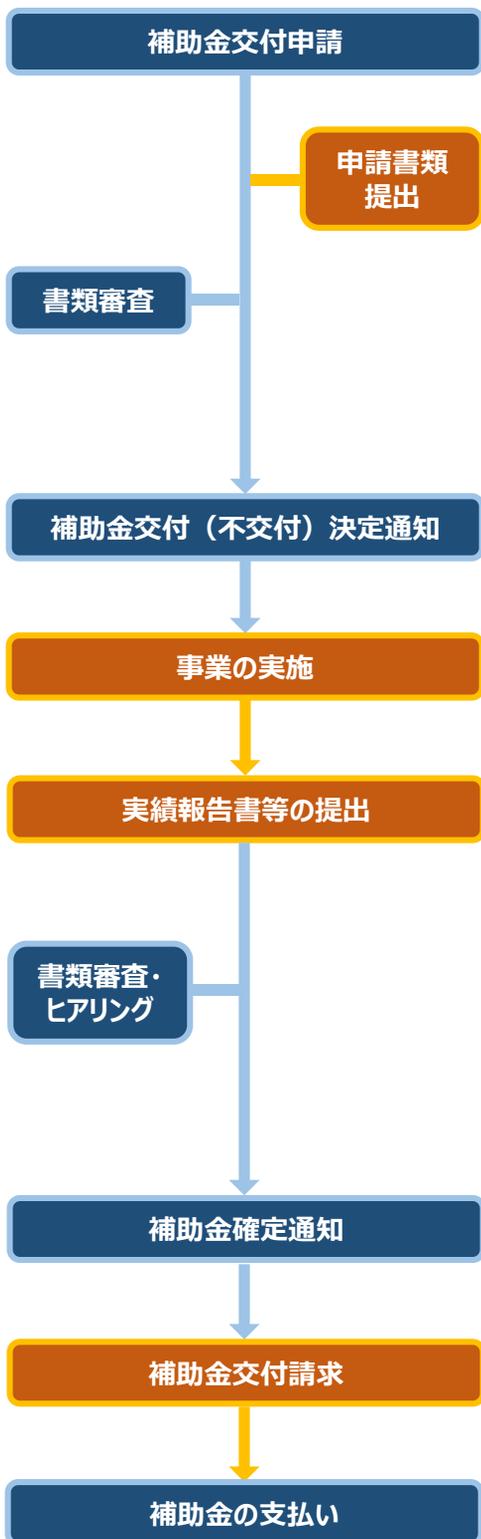


県産加工食品海外展開サポート補助金 交付申請手続きについて

【手続きの流れ】



○申請書類を提出下さい。

- ・事業実施計画認定申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（第2号様式）
- ・収支予算書（第3号様式）
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・申請者の概要がわかる資料（パンフレットやHPの写し等）
- ・商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- ・定款の写し（法人の場合のみ）
- ・事業の概要がわかる資料
- ・直近1年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- ・見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し
- ・その他知事が必要と認める書類

○県より補助金の交付（不交付）の決定を通知します。

○令和5年3月31日までに完了下さい。

○事業完了後30日を経過した日、又は令和5年4月20日のいずれか早い期日までに提出下さい。

- ・事業実績書（第10号様式）
- ・収支精算書（第11号様式）
- ・契約書又は見積書又はそれに代わる知事が認める書類
- ・検査調書の写し
- ・領収書又は請求書の写し
- ・事業の内容を明らかにする資料、写真等
- ・その他知事が必要と認める書類

○県からの補助金の確定額を通知します。

○請求書（第8号様式）を提出下さい。

○県から指定の銀行等口座に補助金を振り込みます。